

令和元年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 健康こども部こども家庭課

施設名	弘前市三岳児童センター・弘前市千年児童センター
施設の設置目的	児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを目的とする。
所在地	弘前市三岳児童センター・・・弘前市大字三岳町13番地42 弘前市千年児童センター・・・弘前市大字小栗山字川合51番地1
指定管理者名	社会福祉法人弘前草右会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況	概ね計画どおり実施されており、適正である。
2 市民サービス向上のための取組状況	児童館延長利用事業を実施し、利用者サービスの向上を図っている。 母親クラブや地域団体等の行事を活動に取り入れ、多くの事業を実施している。 アンケート実施結果から見て、事業・行事への利用者の満足度が高い。
3 市民ニーズの把握の実施状況	施設内に意見箱を設置し、利用者の意見・要望を把握するとともに、対応策を検討・対応している。また、年に一回はアンケート調査を実施している。苦情受付については、施設内に掲示して周知している。一部利用者からの要望事項等があるものの、内容について適正に対応されている。
4 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)	(三岳児童センター) 平成30年度 年間:23,004人/292日(78人/日)→平成31(令和元)年度 年間:22,269人/293日(76人/日) (千年児童センター) 平成30年度 年間:24,668人/292日(84人/日)→平成31(令和元)年度 年間:22,057人/293日(75人/日) 前年度に比べ利用者数は減少しているが、祝日が多かったこと、新型コロナウイルスの影響など、例年との単純な比較は難しい。
5 指定管理業務の収支状況	計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。
6 実地調査の結果	利用者の安全確保を第一に考え、施設・設備の良好な維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報の管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。

7 成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度であり、(前年度満足度)「78.8%」に対し実績が「73.3%」で達成度は「93.0%」となっている。

8 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	法令等の遵守、職員の配置・研修、利用者ニーズの把握など、概ね適切に実施できた。	利用者アンケート及び運営委員会等の意見を踏まえ、可能な範囲で利用者のサービス向上に努めたい。
施設の管理	B	利用者の安心・安全を最優先に施設管理を行うことができた。	施設の修繕に関しては利用者の安全を最優先に考え、市と協議の上、実施していきたい。
経理の状況	B	帳票等の整備、収支状況等、適切に行われた。	利用者に不便が無いよう配慮しながら、引き続き経費の削減に努めていきたい。
団体の財務状況	B	概ね良好である。	引き続き良好な状態を保ちたい。

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	多数の登録児童を有しており、施設の許す範囲で適切に支援している。運営面で法令等を遵守できている。	利用児童の活動の充実がうかがわれ、概ね適切に運営できている。
施設の管理	B	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、文書等の管理、緊急時対策等について適切に管理されている。	施設の老朽化が進んでいるが、利用者の安全を第一に考え、優先度の高い順に、修繕等の対応を行っていきたい。
経理の状況	B	児童館の帳簿について整備されている。経理区分も適切なものである。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定的な経理基盤を有し、適切なものとなっている。	今後も安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する